

# Brave Girls 規約

## 第1章【総 則】

### 第1条 名称

本会は、Brave Girls(以下、クラブという)と称する。

### 第2条 目的

このクラブは、保護者と指導者が協力して、選手のバスケットボール技術の向上と健全育  
成な成長を図る為に活動する事を目的とする。

### 第3条 活動方針

このクラブは、次の方針により活動する。

- (1) チーム考えを尊重して、運営や各種活動を行う
- (2) 特定の政党や宗教には関係しない
- (3) 営利を目的とした行為は行わない
- (4) 目的に応じて他の社会教育機関や地域と協力をする
- (5) 活動に必要な会議等の開催

### 第4条 事務局

事務局は、代表者の指定する場所に置く。

## 第2章【組 織】

### 第5条 会員

このクラブの会員について、次のように規定する。

#### (1) 資格

- ① 本クラブに在籍する選手及びその保護者
- ② 選手の指導を行うコーチ及び運営に関わる関係者

#### (2) 権利・義務

会員は平等の権利と義務を有し、クラブの活動に積極的に参加する

### 第6条 チーム

本クラブは、女子及び男子によって構成される。

### 第7条 役員会

このクラブには、次の役員を置くこととする。

代表者	1名
保護者会長	1名
コンプライアンス担当	1名
コーチ	若干名
審判	1名
会計・書記	1名

#### 第8条 役員の仕事

本クラブの役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 代表者は、会務を総括しクラブを代表する
- (2) 保護者会長は、会の運営に関する連絡・調整を行う
- (3) コンプライアンス担当は、チーム内の暴力・暴言・パワハラ撲滅や規則順守に関する連絡・調整
- (4) コーチは、選手に対して指導・指揮を行う
- (5) 審判は、試合において積極的に審判を担当する
- (6) 会計・書記は、会費を徴収し総会で決議された予算を執行し、決算事務及び財産管理を行うとともに記録や文書等の保管を行う

#### 第9条 役員会の仕事

- (1) 会の運営を行う
- (2) 移籍に関する確認を行う
- (3) 関係諸機関との連絡調整を行う
- (4) その他、緊急を要する要件について審議決定をおこなう

#### 第10条 役員の選任及び任期

- (1) 役員は、総会において会員の中から選任する
- (2) 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げないものとする
- (3) 役員に欠員が出た場合は、役員会で補充を検討する。なお、任期は前任者の残任期間とする
- (4) 役員は、前項に規定する任期期間が終了しても、後任者が決定するまではその職務を負う

## 第3章【入退部及び休部】

#### 第11条 入部資格

本クラブに入部しようとする者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 保護者の同意が得られていること
- (2) 保護者による本クラブの活動への協力が可能であること
- (3) 本人及び保護者が本クラブの定める諸規定を遵守できること
- (4) 本人及び保護者が本クラブの趣旨に賛同できること

- (5) 役員会で特別な事情により承認された者
- (6) 中学校の部活に所属している場合には、練習生としての入部を認める

## 第12条 体験入部

部員以外の者が、入部手続をしない状態で本クラブの活動への参加申込を受けた場合、次の事項を確認したうえで、体験入部として本クラブの活動への参加を許可することが出来る。ただし、役員が部員及び部員以外の者の安全が確保できないと判断する場合は、体験入部の中止及び中断をすることができる。

- (1) 保護者が同意しており、同伴できること
- (2) 入部資格を満たしていること
- (3) 自己責任である旨を本人及び保護者が了承できること
- (4) その他、必要であると判断する事項

## 第13条 入部

本クラブに入部を希望する者は、部員の保護者同意のもと、「入部届書」に必要事項を記載のうえ、代表者に提出すること。また、入部後、入部申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに代表者へ申し出ること。

## 第14条 スポーツ保険加入義務

本クラブの部員（保護者を除く）は、全員スポーツ保険に加入すること。本クラブは、活動中の障害をはじめ一切の事故については、スポーツ保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

## 第15条 休部

本クラブの部員が、正当な理由により1ヵ月以上、活動に参加できない場合は、部員の資格を維持したまま、休部をすることができる。但し、代表者及び保護者代表に前月末までにその旨を申しとおき、「休部届書」に必要事項を記載のうえ、代表者に提出すること。原則として休部開始日より徴収しない。

「休部届書」の提出がなき場合は、部費を徴収する場合もあるものとする。

月度途中の休部は、当月の部費は返還しないものとする。

## 第16条 退部

本クラブの部員が、本クラブを退部しようとする場合は、部員の保護者同意のもと、「退部届書」に必要事項を記載のうえ、代表者に提出すること。原則として退部開始日より徴収しない。

「退部届書」の提出がなき場合は、部費を徴収する場合もあるものとする。

月度途中の休部は、当月の部費は返還しないものとする。

## 第17条 退部勧告

次のような事案が認められる場合には、部員の保護者に対して、本クラブからの退部を勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく本クラブの活動への不参加が長期間にわたり続く場合

- (2) 長期間にわたり本クラブとの連絡が取れない場合
- (3) 他の部員に対する顕著な妨害活動が認められ、改善の余地がない場合
- (4) 長期間にわたり部費を滞納している場合
- (5) 本クラブの運営方針や規約に対して違反行為等があった場合
- (6) その他、退部を勧告すべき状態であると役員会が判断した場合

## 第4章【会 計】

### 第18条 会費

このクラブに参加する場合は、会費として毎月収めなければならない。

- (1) 会費の額は、総会で決定する
- (2) その他、クラブの活動に必要な費用は随時集めることがある

### 第19条 経理

- (1) 運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる
- (2) 運営費は、総会で承認された予算に基づいて執行する
- (3) 決算は、会計監査を経て総会で承認を得なければならない
- (4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

### 第20条 会計監査

- (1) このクラブの会計を監査するために、1名の会計監査をおく
- (2) 会計監査は、総会において監査結果を報告する
- (3) 会計監査の任期及び選任方法は、役員の場合に準じる。会計監査は役員と兼任は認めない

## 第5章【機 関】

### 第1節 保護者会

#### 第21条 構成並びに活動

部員の保護者は全員で保護者会を組織する。本クラブの目的の達成の為に次の活動を行う。

- (1) 本クラブの目的達成の為に育成活動
- (2) 本クラブが参加する大会（練習試合等も含む）参加、交流活動への援助
- (3) 部員の親睦の為に活動
- (4) その他、本クラブの育成に必要な事項

#### 第22条 義務と責任

保護者会は、前条に基づき次の義務と責任を負う。

- (1) 本クラブの目的達成の為、全面的に援助並びに協力する
- (2) 担当役目の完全なる遂行
- (3) 本クラブ運営の妨げになるような勝手な行動はとらない

## 第2節 総会

### 第23条 構成

総会は、本クラブの最高決議機関として全会員で構成される。

### 第24条 総会の設立

総会は、会員の3分の2以上の出席で成立する。但し、会員が当日やむを得ない事情により出席できない場合は、委任状をもってこれにかえることができる。

### 第25条 開催時期と種類

総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年度初めに年1回開催する
- (2) 臨時総会は、下記の場合に開催する
  - ① 全会員の5分の1以上から要請があった場合
  - ② 役員会が必要と認めた場合

### 第26条 議決事項

次の事項は、総会出席者の過半数の承認又は議決を得なければ成らない。

- (1) 役員を選任及び辞任に関する事項
- (2) 規約の変更又は、改正に関する事項
- (3) 前年度活動報告並びに決算に関する事項
- (4) 新年度活動計画並びに予算に関する事項
- (5) 総会以降は、本クラブの目的達成の為、クラブ運営等に係わる全ての諸問題に対する決定権を役員会に一任する事項

## 第6章【附 則】

### 第27条 事故及び障害の責任について

部員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び役員、保護者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに違背して盗難や傷害等の事故が起きても本クラブ及び役員等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。また、試合等で引率者及び自動車での移動の場合の運転者に対して、万が一事故が発生しても、一切の責任を問う事ができない。この事は入部届書が出された時点で了承されているものとする。

### 第28条 破損の措置

本クラブの活動中に使用施設・設備等を破損させた場合は、原則として部員の責任において弁償等復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた破損について

は、都度協議のうえ、適切な対策をとるものとする。

#### 第29条 不測の事態

本クラブの活動中に事故及び災害等、不測の事態が発生した場合は、役員判断によって、部員の安全を確保できる最善の措置をとることとする。

#### 第30条 規約の変更

この規約は、総会の承認を得て改正する。尚、規約改正にあたっては役員会が改正原案を作成するものとする。

#### 第31条 会務先決

本クラブの会務上の遂行途上で緊急な事態が発生したとき、または、この規約に記載されていないことが発生した場合は、このクラブの過程に関わらず、代表者が先決処理することができる。その場合は、事後の役員会又は臨時総会で承認を得なければならない。

#### 附記

本規約は、2021年5月1日をもって施行する。